

交通事故の適正捜査に関する訓令

平成16年3月16日
本部訓令甲第11号

〔沿革〕 平成18年2月、本部訓令甲第2号、18年3月第5号、18年5月第10号、19年9月第19号、20年3月第3号、21年3月第8号、22年3月第1号、23年2月第2号、24年3月第3号、24年7月第8号、26年3月第5号、26年5月第11号、27年7月第9号、28年3月第3号、30年5月第11号、令和元年12月第9号、2年3月第2号、2年7月第7号、7年10月第19号改正

（概要）

この規定は、交通事故及び交通事故に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反する事件の捜査に伴う一連の警察活動を、適正かつ迅速に、及び効率的に推進するために必要な事項を定めたものである。